

令和4年度・第3回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	令和5年2月2日（木曜日）				午前・午 ^後	2時00分
開催場所	富士見市役所1階 全員協議会室					
会議時間	開会	午前・午 ^後 2時00分			議長	吉野 欽三
	閉会	午前・午 ^後 2時55分				
出席者数	委員 11名 事務局員 8名					
出席委員	会長	吉野 欽三		委員	高橋 博	
	会長代理	池内 八十四郎		委員	横手 正和	
	委員	南 絢子		委員	厚澤 茂男	
	委員	向井 雅夫		委員	吉川 英二	
	委員	萩元 哲雄				
	委員	黒田 猛				
	委員	齊田 征弘				
欠席委員	委員	新井 明		委員	富士原 雅博	
	委員	東海林 恵子		委員	塩野 浩	
	委員	北村 善男		委員	石丸 聖良	
	委員	濱田 英治				
参 与						
事務局	市長	星野 光弘	保険年金課副課長	土屋 邦和	担当書記	
	市民部長	塩野 英樹	保険年金課主	三村 崇		
	保険年金課長	柏木 隆治	保険年金課主	宇津木 玲奈		
	健康増進センター所長	望月 多恵				
	収税課副課長	松本 圭介				
会議録署名委員	向井 雅夫 委員			高橋 博 委員		

◎市長より諮問

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。今日は富士見市国民健康保険運営協議会ということで、大変お疲れの中、またお寒い中、出席をしていただきましてありがとうございます。早いもので、年が明けてから1か月たってしまいましたけれども、改めまして今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、皆さん、覚えているでしょうか。前回、昨年6月9日の日に市長から委嘱状をいただきました。そのときに挨拶の中で、その前の年はコロナの関係があつて、こういった会議を開くことがなかなかできなかった。今回からは、そのようなことがなく、重要な案件については、皆さんから率直な意見をその場で申しあげていただきたいというようなお願ひをさせていただきましたけれども、やはりコロナの関係が少し落ち着かなくて、今年も今回が初めてのこういった運営協議会になっているように感じております。

ただいま市長から3件の諮問をいただきました。どれも富士見市の国民健康保険にとっては重要な案件でございます。特に当初予算につきましては、皆さんの意見をたくさん上げていただいて、よりよい充実した会議にさせていただければありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎市長挨拶

○市長（星野光弘） それでは、開会に当たりましてご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中を令和4年度第3回国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。ご出席をいただいております委員の皆様方には、国民健康保険事業をはじめ市政運営に対しましては、格別なるご理解と、そしてご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ただいま冒頭に諮問を3件、会長様にお渡しさせていただきました。本日の協議会におきまして、令和4年度の補正予算、そして令和5年度の当初予算、並びに税条例の改正ということで、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、当初予算でございますが、一般会計の予算につきましても現在、物価高騰、円高等々、経済状況がなかなか先を見通すことができない状況でもございます。しかしながら、担当部、担当課におきましてしっかりと予算編成をさせていただいて、本日、皆様のご審議をお願いをするということでございます。先行きが不透明ではございますが、しっかり運営をさせていただくこと、これも変わらずやらせていただきます。どうぞご理解、またご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ちょっとPRだけ最後にさせていただきたいと思います。富士見市制50周年を迎えました令和4年度でございますが、残り2月、3月の二月となりました。55の事業をしっかり組んで運営をしてまいりました。中止することなく、これまで全ての事業を行ってまいりました。そこには実行委員会、市民の皆様はじめ、担当部、担当課、工夫を凝らしながら、コロナ対策をしながらの運営でございました。開催でございました。

残りしました幾つかの事業は、実は春当初に延期をしたものでございまして、これより大きな事業が残っておるところでございます。まずは、2月23日、ふわっぴーが誕生して10年でございます。永遠の4歳でございますが、10年たっています。このお祝い、誕生会をまずはららぽーとで行わせていただきます。2月23日、お子様を中心にお集まりいただきたいと、このように思っているところでございます。

2つ目は、2月25日、花火大会を企画いたしております。花火の会場は、文化の杜公園と第二運動場、南畑の富士見高校の横にあります運動場を使わせていただきます。これにつきましては、子供たちに見ていただくということで小学生、また小学生の親御さん、保護者の皆さんを中心に登録をいただきまして、ご参加をいただくという予定でございます。しかしながら、ちょっと遠くから見るができますので、少し会場内はご容赦をいただくこととなりますが、ぜひお楽しみをいただく企画ということでご案内申し上げたいと思っております。

それから、最後でございますが、3月21日、このキラリを使いましてクラフトビアフェスタということで、市内に地ビールを醸造されるブルワリーが2か所ございます。この皆さんを中心に、全国から地ビールを集めようということで、市民の実行委員会の皆さんが企画をしていただきました。本来は、これ去年の5月だったの

ですが、コロナ真っ最中ということで、この3月に延期をしたものでございます。まだ、コロナにつきましては、3月、お彼岸の21日でございますが、どのような状況になるか分かりませんが、感染対策を施して大ビアガーデンというふうに、簡単に申し上げますとそういう雰囲気でございます。

それから、やはりビールには酒のさかながつきものでございますので、お料理につきましては市内の飲食店の皆さんに提供いたどうかと。キッチンカーをお願いする、そうした楽しい企画でもございますので、ぜひ飲める方も、飲めない方もお楽しみいただけますので、ぜひご参加、ご出席をいただきますようお願い申し上げます。

以上、3つご案内申し上げます。50周年、最後、有終の美を飾るべく残りしました事業をこれからも準備をしながら、一生懸命努めさせていただきたいと思っております。

終わりに、委員の皆様方におかれましては、寒い日が続いてございますので、ご健康にはご留意をいただきまして、ますますご活躍をいただきますようご祈念申し上げます、そして慎重なる審議をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

◎市長退出

◎会議録署名委員の選出

◎諮問事項

○会長 それでは、早速議案に入らせていただきます。

諮問事項、諮問第1号 令和4年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算についてを議題といたします。

○事務局より説明

・歳入 保険基盤安定繰入金を増額等

・歳出 保険給付費の減額、償還金の増額

○会長 それでは、ここで質疑を受けます。ありませんか。

「なし」の声

○会長 質疑がなければ、討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決をいたします。

諮問第1号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は承認されました。

続きまして、諮問第2号 令和5年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算についてを議題といたします。

○事務局より説明

- ・歳入 国民健康保険税 被保険者の減少による減額
県支出金 保険給付費の減額による普通交付金の減額
繰入金 歳出の納付金の増額による増額

- ・歳出 保険給付費 被保険者の減少による減額
納付金 後期高齢者支援分の増額による増額
保険事業費 被保険者の減少による減額

○会長 それでは、質疑を受けます。

○委員 平成30年度から国民健康保険は都道府県化となり、それまでの県との関り方も変更になったと思うが、医療費の積算について実際にどう変わったのかを聞きたい。

○事務局 県との関係ということでございますけれども、保険給付費につきましては、市町村の保険者が、これまでの実績や県の予算といったものを踏まえ予算の積算をしております、その後、医療費を支出した分は県の方から納付金を原資とした普通交付金を交付されることになっています。

○会長 そのほかに質疑のある方。

○委員 現在、政府が異次元の少子化対策を打ちだしているが、国民健康保険の場合には未就学児以降の子どもに対し市町村で一部負担金の補助を行うとペナルティとして国庫から支給される額が減少することになり、国の政策に矛盾が生じていると思うが、その矛盾を解消するような議論は国の方で進んでいるのか。

○事務局 今のペナルティのお話ですけれども、確かに子育て世代の方々にはいろんな意味で支援をしていくとその中で国保の被保険者の一部負担金の補助を市が行うとそれが跳ね返って、国保の収入の減のほうにつながっていくというようなことをございまして、これにつきましては県のほうでも議論としてはあるように思っております。ただ、これが解消していくとかということもあるかと言えば、まだそこまでは至っていないような状況でございます。

○会長 質疑がなければ、討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決します。

諮問第2号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員でありますので、諮問第2号は承認されました。

続きまして、諮問第3号 富士見市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

○事務局より説明

- ・国保税の課税限度額 医療分を63万円から65万円に改定
支援分を19万円から20万円に改定

○会長 質疑を受けます。ありませんか。

「なし」の声

○会長 ないようですので、質疑がなければ、討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決します。

諮問第3号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第3号は承認されました。

◎その他

○会長 次に、その他の関係ですが、事務局から報告を願います。

○事務局 それでは、その他事項ということで、事務局のほうから2点ほどご報告させていただきます。

1点目は、出産育児一時金、こちらが報道でも出ていますとおり42万円から50万円に引き上げられるということでございまして、昨日、健康保険法の施行令の一部を改正する政令が公布されました。これが令和5年4月1日から施行されるということでして、これは国の方向性ということで出産育児一時金を引き上げるということでございまして、我々の国保につきましても国民健康保険条例に42万円という規定がございまして、こちらを50万円に改めるということで、現在、法規審査の担当部署と調整を行っております。こちら結論といたしましては、当初議案として議会のほうに提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それと、2点目といたしましては、先ほど予算説明の中で基盤安定といったお話があったかと思うのですが、法定軽減、低所得者の均等割額を7割、5割、2割と軽減する制度がございまして、そちらの軽減する際の判定基準額、これを拡大するといった改正が、今年度末、3月の末に地方税法の施行令、これは保険税については税の形態取ってございまして、地方税法施行令の改正に伴って、国民健康保険税条例、こちらのほうも当該政令のほうの額を引用してございまして、改正する必要があるという流れになってございます。

そういったことで、3月末の国のほうの政令の改正が予定されておると考えられますので、こちらにつきましましては専決処分で6月の議会に報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。委員の皆様には、いずれの場合におきましても議案提案の際には資料を送付させていただきまして、結果のご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○会長 続きまして、委員から何かございましたらお願いいたします。

「なし」の声

◎会議録の確認

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしましたので、閉会の言葉を会長代理にお願いします。

○会長代理 閉会の言葉

(午後 2時55分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。